

平成29年9月閉会中 議会運営委員会の概要

日時	平成29年9月15日（金）第1回	開会	午前11時37分
		休憩	午前11時41分
	第2回	再開	午前11時42分
		閉会	午後0時11分

場所 議会運営委員会室

出席委員 諸井真英委員長

須賀敬史副委員長、塩野正行副委員長

立石泰広委員、新井一徳委員、神尾高善委員、田村琢実委員、本木茂委員、

宮崎栄治郎委員、小谷野五雄委員、野本陽一委員、水村篤弘委員、田並尚明委員、

権守幸男委員、石川忠義委員、秋山文和委員、木下博信委員

出席者 小林哲也議長、土屋恵一副議長

欠席委員 第1回 岡地優委員

説明者 奥野立副知事、砂川裕紀企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

平成29年9月閉会中 議会運営委員会における発言
(平成29年9月15日(金)第1回)

委員長

1 議会運営委員の辞任及び選任についてだが、本委員会の岡地優委員から議長宛てに同委員の辞任願が提出された。については、岡地優委員の議会運営委員の辞任を許可することによいか。

< 了 承 >

委員長

この件については、埼玉県議会委員会規程第4条第1項の規定に基づき、本日付けをもって、岡地優委員の議会運営委員の辞任を許可することで、議長、よろしいか。

< 了 承 >

委員長

次に、岡地優委員の議会運営委員の辞任及び沢田力議員の議員辞職に伴い、議会運営委員が2名欠員となっている。については、新井一徳議員及び立石泰広議員を議会運営委員に選任することによいか。

< 了 承 >

委員長

この件については、埼玉県議会委員会規程第2条第1項の規定に基づき、本日付けをもって、新井一徳議員及び立石泰広議員を議会運営委員に選任することで、議長、よろしいか。

< 了 承 >

委員長

なお、議会運営委員の辞任及び選任については、開会日・9月22日(金)の本会議において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

2 9月定例会の付議予定議案についてだが、奥野副知事の説明を求める。

奥野副知事

委員長のお許しをいただいたので、9月定例会県議会に提案させていただく議案について、御説明申し上げます。

お手元の資料「埼玉県議会平成29年9月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。

9月定例会県議会に提案を予定している議案は、予算1件、条例4件、工事契約の締結1件、財産の取得2件、訴えの提起1件、事件議決2件の計11件である。

また、議案以外では、継続費精算報告などの報告事項が15件あり、合わせて26件となる。

議案の詳細については、この後、企画財政部長から御説明するが、私から主なものを御説明する。

初めに、予算については、学校施設の安心・安全確保のため、体育館の劣化した木製床板の改修に係る経費について補正をお願いするものである。また、保育士等の処遇改善を図る取組として、キャリアアップ研修を実施するほか、歩道整備や交差点改良など公共事業の追加について、所要の補正をお願いしている。その結果、一般会計の補正予算額は、16億4,784万4千円となったところである。

次に、条例については、一部改正条例が4件ある。主なものとしては、つきまとい行為等に係る規制対象の拡大及び各違反行為に対する罰則の強化等をするための「埼玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例」などがある。

工事契約の締結については、朝霞警察署庁舎の新築工事に係るものである。

財産の取得については、埼玉県産業技術総合センターにおいて人工気候室を整備することなどについて議決を求めるものである。

訴えの提起については、県営住宅の明渡し等について議決を求めるものである。

事件議決については、一般会計をはじめとする各会計の前年度の決算を認定に付すものである。

以上、簡単ではあるが、私からの説明を終わる。引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

企画財政部長

それでは、お許しをいただいたので、議案の詳細を、お手元の資料により御説明させていただきます。

資料1「埼玉県議会平成29年9月定例会付議予定議案件名」を御覧いただきたいと存じます。

1ページの1番から5番までは「補正予算」及び「条例」である。後ほど、詳しく御説明させていただきます。

6番は「工事請負契約の締結について」である。朝霞警察署庁舎を新築するもので、工期は平成31年7月31日までとなっている。別にお配りしている「平成29年9月定例会工事請負契約一覧表」の上段にあるように、契約の相手方は古郡建設株式会社、請負金額は17億2,044万円である。

7番と8番は「財産の取得について」である。7番は、川口の産業技術総合センターに整備する人工気候室を購入するもので、取得金額は1億6,167万6,000円である。8番は、警ら用無線自動車、いわゆるパトカーを26台購入するもので、取得金額は1億1,877万8,400円である。

9番は「訴えの提起」で、県営住宅の家賃を長期にわたり滞納している者1名に対して、住宅の明渡しと滞納家賃等の支払を求める訴えを提起するものである。

10番は「平成28年度埼玉県的一般会計及び特別会計決算の認定について」である。これは、一般会計及び13の特別会計の決算について、議会の認定に付すものである。

11番の「平成28年度埼玉県公営企業会計決算の認定について」は、病院事業会計をはじめとする5つの公営企業会計の決算について、議会の認定に付すものである。

3ページからは「報告事項」である。

1番は地方自治法第180条第2項の規定による「知事専決処分報告」である。(1)の「工事請負契約の変更契約の締結について」は、所沢警察署庁舎新築工事の請負契約について、労務単価などの改定に伴う契約約款の運用に係る特例措置の適用により、請負金額を変更したものである。契約金額の変更が当初契約額の5%以内かつ2,500万円を超えない範囲の増額であることから、専決処分を行ったものである。2番は「行政報告書」であり、平成28年度の主要な施策の成果について報告するものである。3番、4番は「継続費精算報告」であり、一般会計、県営住宅事業特別会計及び水道用水供給事業会計において、複数年度に渡る継続事業のうち、継続年度が終了した事業について、その実績を報告するものである。5番は「基金の運用状況報告」であり、土地開発基金など定額運用基金3基金について報告するものである。4ページの6番は「法人の経営状況報告」であり、埼玉県立大学など4法人について報告するものである。7番は「地方独立行政法人の業務実績に関する評価報告」であり、地方独立行政法人法の規定に基づき、埼玉県立大学の平成28年度の業務実績に関して、評価委員会からの評価結果を報告するものである。8番は「健全化判断比率等報告」であり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものである。5ページの9番は「私債権の放棄に関する報告」であり、埼玉県債権の適正な管理に関する条例の規定に基づき、平成28年度に放棄した私債権の種類、件数及び金額について報告するものである。10番は「観光づくりに関する施策の実施状況報告」であり、埼玉県観光づくり推進条例の規定に基づき、平成28年度における観光づくりに関して講じた施策について報告するものである。11番は「農林水産業の振興に関する施策の実施状況報告」であり、埼玉県農林水産業振興条例の規定に基づき、平成28年度における農林水産業の振興に関して講じた施策について報告するものである。報告事項については、以上である。

続いて、条例案を御説明させていただきます。

資料2「条例案の概要」を御覧いただきたいと存じる。1番の「埼玉県産業技術総合センター条例の一部を改正する条例」は、新たに購入した試験研究機器に係る使用料の額を定めるとともに、老朽化した試験研究機器に係る使用料を廃止し、また、廃止した試験研究機器を用いた依頼試験に係る手数料を廃止するものである。2番の「埼玉県手数料条例及び埼玉県証紙条例の一部を改正する条例」は、不動産特定共同事業法が一部改正され、出資総額が1億円以下の小規模不動産特定共同事業が創設されたことに伴い、当該事業主体の登録などに係る手数料の額を定めるものである。3番の「埼玉県県営住宅条例の一部を改正する条例」は、公営住宅法の一部改正に伴い、入居者が認知症などで収入の申告などが困難である場合、職権により家賃を定めることを可能にするものである。4番の「埼

玉県迷惑行為防止条例の一部を改正する条例」は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正を踏まえ、規制対象行為を拡大するとともに、違反行為に対する罰則を強化するものである。条例については、以上である。

続いて、補正予算案を御説明させていただく。

資料3「平成29年度9月補正予算案の概要」を御覧いただきたいと存じる。9月補正予算については、学校施設の安心・安全確保や保育士等の処遇改善に向けた取組など、当面緊急に対応すべき事業について編成したところである。その結果、補正予算の規模は、一般会計で、16億4,784万4千円となっている。それでは、「3 内容」について御説明させていただく。まず、1つ目の○、「学校施設の安心・安全確保」である。全国の体育館で、はく離した床板による負傷事故が発生しており、本年5月に国から適切な管理を求める通知が発せられた。それを受けて、けがのおそれのある施設については、速やかに応急処置を行ったところだが、損傷の程度が大きい12の体育館について年度内に本格的な改修を行うものである。次に、2つ目の○、「保育士等の処遇改善に向けた取組」については、保育士などの処遇改善を図る取組として、保育現場におけるリーダー的職員を育成するためのキャリアアップ研修を実施するものである。次に、3つ目の○、「公共事業の追加」については、道路・街路事業及び河川事業において、緊急性・重要性が高い箇所に集中して事業を追加するものである。「4 主な財源」だが、今回の補正に係る財源は、特定財源である国庫支出金及び県債のほか、一般財源については、繰越金を充てることとしている。

お手元の資料4は、一般会計の補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

以上が、9月定例会に提案を予定している議案等の概要である。よろしく願います。

委員長

3 請願の受付状況についてだが、議事課長に説明させる。

議事課長

本日午前11時現在、請願の受付はない。なお、9月定例会で審議する請願の締切りは、先例により、開会日・9月22日（金）の午後5時までとなっている。

委員長

4 9月定例会の会期予定等についての（1）質疑質問者数及び質疑質問日数についてだが、1日3人で5日間、計15人ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、（2）会派別日別質疑質問者の割り振りについてだが、お手元の資料1に基づき、委員長案を申し上げてよいか。

< 了 承 >

委員長

まず、会派別割り振りだが、今定例会は自民9名、民進・無所属2名、公明1名、県民

2名、改革1名ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、日別割り振りを申し上げる。

初日、自民1名、民進・無所属1名、公明1名。2日目、自民1名、県民1名、改革1名。3日目、自民2名、民進・無所属1名。4日目、自民2名、県民1名。5日目、自民3名ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 質疑質問者氏名及び質問日の報告期限についてだが、開会日前日の9月21日(木)の正午までとするので、御協力願う。

< 了 承 >

委員長

次に、(4) 会期予定についてだが、委員長案を配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局が委員長案を配布 >

委員長

この案ではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5) 発言通告書の提出期限についてだが、先例により、休日を除き、発言の2日前の正午までとなるので、御協力願う。

したがって、質疑質問1日目の9月28日(木)に係るものについては、9月26日(火)の正午までとなるので、御協力願う。

< 了 承 >

委員長

5 議席の枠の変更及び決定についてだが、新議員の選出及び会派別所属議員数の変更等に伴い、議席の枠の変更及び決定を行う必要が生じている。ついては、お手元の資料2のとおり、自民、県民、改革及び無所属の枠を変更することでよいか。

< 了 承 >

委員長

ただ今の枠の変更を受け、自民、県民及び改革から議席の報告があったので、事務局に配布させる。

< 事務局が議席変更一覧表を配布 >

委員長

議席変更一覧表を御確認願う。

< 確 認 >

委員長

なお、さきの補欠選挙において選出された無所属の藤井健志議員の議席は1番となるので、併せて御了承願う。

< 了 承 >

委員長

ただ今御確認いただいたとおり、本日付けをもって、議席の変更及び決定を行うことで、議長、よろしいか。

< 議長 了承 >

委員長

なお、議席の氏名柱及び登退庁ランプの調整については、開会日までの間に行うことで御了承願う。

< 了 承 >

委員長

6 常任委員の所属変更についてだが、高橋政雄議員から、県土都市整備委員会から環境農林委員会へ所属変更したい旨の申出があった。については、高橋政雄議員を県土都市整備委員会から環境農林委員会へ所属変更することでよいか。

< 了 承 >

委員長

この件については、埼玉県議会委員会規程第2条第2項の規定に基づき、本日付けをもって、高橋政雄議員の常任委員の所属変更を行うことで、議長、よろしいか。

< 議長 了承 >

委員長

7 特別委員の所属変更についてだが、新井一徳議員から、地方創生・行財政改革特別

委員会から人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会へ所属変更したい旨の申出があった。については、新井一徳議員を地方創生・行財政改革特別委員会から人材育成・文化・スポーツ振興特別委員会へ所属変更することによいか。

< 了 承 >

委員長

この件については、埼玉県議会委員会規程第2条第2項の規定に基づき、本日付けをもって、新井一徳議員の特別委員の所属変更を行うことで、議長、よろしいか。

< 議長 了承 >

委員長

8 常任委員の選任についてだが、藤井健志議員を県土都市整備委員に選任することによいか。

< 了 承 >

委員長

この件については、埼玉県議会委員会規程第2条第1項の規定に基づき、本日付けをもって、藤井健志議員を県土都市整備委員に選任することで、議長、よろしいか。

< 議長 了承 >

委員長

9 特別委員の選任についてだが、藤井健志議員を地方創生・行財政改革特別委員に選任することによいか。

< 了 承 >

委員長

この件については、埼玉県議会委員会規程第2条第1項の規定に基づき、本日付けをもって、藤井健志議員を地方創生・行財政改革特別委員に選任することで、議長、よろしいか。

< 議長 了承 >

委員長

なお、常任及び特別委員の所属変更及び選任については、開会日・9月22日（金）の本会議において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

10 テレビ広報番組についてだが、お手元の資料3及び資料4に基づき、政策調査課長に説明させる。

政策調査課長

お手元の資料3「本会議のテレビ中継予定(案)」を御覧願う。

これまでと同様、9月定例会についても、議会運営委員会委員長及び副委員長の監修の下、テレビ中継をしたいと考えている。開会日及び閉会日の委員長報告までについては生中継で、一般質問については1日分を1時間に編集の上、録画放送で行いたいと存じる。後日、編集に当たって、質問をされた議員の皆様にも、放送する質問項目を選んでいただきたいと存じる。一般質問の様子は、質問からおおむね1週間以内の、夜8時から9時の時間帯に放送したいと考えている。

続いて、お手元の資料4「テレビ広報番組の収録及び放送について」を御覧願う。

まず、1の「9月定例会ダイジェスト」であるが、定例会開会日の議会運営委員会、定例会中の本会議の審議風景を、テレビカメラにより収録し、10月29日(日)に放送したいと考えている。

次に、2の「常任委員会だより」であるが、各常任委員会の審査風景を、テレビカメラにより収録し、10月15日(日)及び22日(日)の2回に分けて放送したいと考えている。

次に、3の「特別委員会だより」であるが、各特別委員会の審査風景を、テレビカメラにより収録し、11月5日(日)及び12日(日)の2回に分けて放送したいと考えている。

どうぞ、よろしく願います。

委員長

11 第17回都道府県議会議員研究交流大会についてだが、お手元の資料5に基づき、政策調査課長から説明させる。

政策調査課長

お手元の資料5を御覧願う。

今年度も全国都道府県議会議長会主催による都道府県議会議員研究交流大会が予定されている。

資料5の2枚目をお開き願う。この大会は、共通する政策課題についての意見交換等を行い、地方分権の時代に即応した議会機能の充実と活力に満ちた地域づくりに資することを目的としている。開催日時は11月13日(月)の午後1時30分から、開催場所は東京都千代田区内の都市センターホテルである。大会の構成は、「地方自治の本旨と住民代表」と題する講演の後、5つのテーマで分科会が予定されている。出席議員数だが、主催者である全国議長会から、各都道府県5名から10名程度の議員の派遣が要請されている。

どうぞ、よろしく願い申し上げます。

委員長

この件については、議長から、例年どおり、10名の議員を派遣したいとお話があった。

については、派遣予定議員数の10名を各会派別議員数により按分し、自民6名、民進・

無所属1名、公明1名、県民1名、共産党1名の配分枠で御推薦いただくことを原則としたいと思う。また、参加を希望する議員全てに、出席し得る機会を確保するため、改革及び無所属の各議員から参加希望があった場合には、別途調整させていただくということによいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、各会派においては、出席される議員の方を10月4日（水）までに御推薦いただくようお願いする。

委員長

12 議員政策研修会の開催についてだが、お手元の資料6にあるとおり、開会日・9月22日（金）の午後1時から開催したい旨、議長からお話があったので、議員各位の御参加をお願いする。なお、昨年度と同様、各市町村議会議長にも参加を呼び掛けているとのことなので、御承知おき願う。

委員長

13 閉会中の委員会活動についてだが、お手元の資料7を御覧願う。

9月定例会閉会后となるが、議会運営委員会の近県視察を10月23日（月）から24日（火）までの2日間で実施したいと考えているが、よいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、この案に従って実施してまいりますので、視察の詳細については、正副委員長に御一任願う。

< 了 承 >

本木委員

急きよではあるが、この場をお借りして、私の方から、決議1件について御提案させていただきたいと思う。

北朝鮮が、国際社会の度重なる警告にもかかわらず、9月3日に6度目の核実験を強行した。また、8月29日に引き続き、本日早朝も我が国の上空を通過する弾道ミサイルを発射した。このような国民の生命及び財産に重大な危険や損害をもたらすおそれのある、度を越した挑発行為を断じて許すことはできない。

我が会派としては、本県議会として、北朝鮮に対する断固たる抗議の意思を改めて表明し、最も強い言葉で非難するとともに、国に対し、より一層のき然とした対応を求める必要があると考える。そこで、「北朝鮮による6度目の核実験及び弾道ミサイル等の発射に断固抗議し、我が国独自の制裁措置のより一層の強化等を求める決議」を行うことについて、御配慮願いたいと考えている。

各会派におかれても、御理解いただくようお願いする。

田村委員

去る、6月16日付けで、病院局より職員の懲戒処分についての記者発表がなされた。その内容は、小児医療センターにおいて、診療報酬請求事務を怠り、21件、2,877万3,980円について未処理のまま3年の時効期間を経過させ、県の収入とならなかったとのことである。

この件について、我が会派としては公正な監査が実施されるよう、引き続き注視していく必要があると考えている。ついては、地方自治法第98条第2項に基づく監査請求を行うことを含め、各会派の御理解をいただくようお願いする。

委員長

先ほどの北朝鮮に対する決議についてだが、委員から何か御意見はあるか。

< な し >

委員長

北朝鮮に対する決議の取扱いについてだが、開会日・9月22日（金）の議運において、案文、提案者等を確認の上、同日の本会議に上程することではいかがか。

< 了 承 >

委員長

14 その他の次回議運の確認についてだが、特別な事情のない限り、9月定例会開会日・9月22日（金）の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >

田並委員

今日、この場において結論をいただきたいわけではないが、全国各地で話題となっている政務活動費について、提案させていただきたい。我が会派についても報道等されているところであるが、公開の仕方も含め、県民に納得してもらえる政務活動費の在り方について、全会派で議論することが必要になってきていると考える。ついては、そのような場を設けることについて、各会派において一考願いたい。

委員長

ただいま発言のあった政務活動費の在り方は、議会全体で検討すべきものであり、具体的にどのような形で検討を進めていくかについては、まずは各会派間で御調整いただくべきものとする。